

ジセンターへの登録が必要です。
登録は当日会場にてできます。
※参加無料・要予約・履歴書不要
対 おおむね60歳以上の人
時 7月18日(金)
▶1回目
午前11時20分～午後1時
(受付開始時間/午前11時)
▶2回目
午後1時50分～3時30分
(受付開始時間/午後1時30分)
所 イイヅカコスモスコモン1階
展示ホール
(飯塚市飯塚14-66)
定 各回40人(事前申込要)
期 7月1日(火)～前日まで
(定員に達し次第しめ切り)
申 問 福岡県生涯現役チャレンジ
センター 飯塚オフィス
☎0948-21-6032

高次脳機能障がい支援コー
ディネーター(蟻川)
☎093-603-1611(代表)



高齢者のための ミニしごと合同説明会 (筑豊地区)

高齢者の再就職を後押しする
説明会です。ぜひご参加くださ
い。なお、この合同説明会に参加
する人は福岡県生涯現役チャレン

担を軽減することを目的に新たに
家族交流会を開催します。

▶家族支援相談会

時 7月15日(火)
午後1時～2時
対 高次脳機能障がいの当事者、
家族、支援に携わる人

▶家族交流会

時 7月15日(火)
午後2時～3時
対 高次脳機能障がいの家族、支
援に携わる人(先着10人程度)
所 飯塚総合庁舎(嘉穂・鞍手保健
福祉環境事務所)別館1階 会
議室(飯塚市新立岩8-1)

●相談・参加費用 無料

※相談会・交流会は予約制となっ
ておりますので、必ず事前に電
話してください。

申 問 産業医科大学病院 担当:

ご存知ですか? 野外焼却(野焼き)の禁止

野外焼却(野焼き)とは

法律に定められた方法に
従わずに廃棄物を焼却
することです。

野外焼却(野焼き)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されて
います。廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却(未遂行為も含む)は5年以下の懲役ま
たは1000万円以下の罰金(法人は3億円以下の罰金)が科せられます。廃棄物は適
正に処理しましょう。

野外焼却(野焼き)禁止には、以下の例外となる場合もありますが、
近隣住民からの苦情があれば、この限りではありません。



例外規定にあげられるもの	具体的な例
国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な 廃棄物の焼却	河川敷の草や木、道路管理者による道路の 維持管理の草焼きなど
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策 又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害時の応急対応、火災予防訓練など
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の 焼却	どんど焼き、しめ縄の焼却など
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして 行われる廃棄物の焼却	あぜ草や下枝の焼却、 田畑の害虫防止など
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却 であって軽微なもの	落ち葉たき、 キャンプファイヤーなど

【問い合わせ】 循環社会推進課 廃棄物対策係 TEL: 26-4992

直 方 警 察 署 だ よ り

直方警察署 TEL 22-0110

直方警察署管内での犯罪発生状況(5月中)

刑法犯総数 74件(+24)
自転車盗 13件(+5)
住居対象侵入窃盗 1件(-1)
()内は前年比



ふっけい君

直方市・宮若市に
空き家を
お持ちの方

空き家見守りサービス

空き家の管理 お任せください!

大切なお家の状況を、お客さまに代わって
当社が定期的に確認し、ご報告いたします!

きたい以上のことを

Q-SAN 直方ガス株式会社
九歳・直方ガス企業グループ TEL 0949-22-2496



広
告

7月28日は日本肝炎デー 肝炎は気づかぬうちに進行します

肝がんの原因の多くはB型・C型の肝炎ウイルスによるものです

ウイルス性肝炎は治療ができます。

肝がん予防のためにも早期発見・早期治療が大切です。



肝炎とは？

- ・肝臓は「沈黙の臓器」と呼ばれるほど自覚症状が出にくい臓器です。
- ・肝炎とは肝臓の細胞が広い範囲にわたって壊れた状態になる病気です。
- ・肝炎の主な原因は肝炎ウイルスです。
- ・肝炎ウイルスの感染により
ウイルス性肝炎→肝硬変→肝がんに病態が進行する恐れがあります。

検査について

- ・検査は保健所・県委託医療機関・市町村の検診・職場の検診などさまざまな場所で受けられます。
- ・献血・出産・手術の経験がある人はすでに検査をしている可能性があります。当時の記録をご確認ください。
- (B型肝炎ウイルス:HBs抗原/C型肝炎ウイルス:CHV抗体)

検査は
採血のみ



肝炎ウイルス検査を受けましょう

直方市で実施している検診はこちらでチェック!→

【問い合わせ】 健康長寿課 健康推進係 TEL: 25-2115

戸籍にフリガナが登録されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、新たに氏名のフリガナが戸籍に記載されます。**本籍地から戸籍に記載する予定の振り仮名が郵送で通知されますので必ずご確認ください。**直方市が本籍地の人には7月下旬から8月上旬を目安に順次お知らせ予定です。

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
【氏名のフリガナ】	
苗	法 郎
姓のフリガナ	ホウム
苗のフリガナと姓のフリガナが可能な方	法郎 太郎 様のみ

【名のフリガナ】		
①	苗	太 郎
②	姓のフリガナ	タロウ
③	苗	京 子
④	姓のフリガナ	キウコ
⑤	苗	正
⑥	姓のフリガナ	タダシ
⑦	苗	ゆり
⑧	姓のフリガナ	ユリ

苗のフリガナと姓のフリガナが可能な方

【一】①⑤⑦⑧の方が個別に届出可能です。
【二】②④⑥については、親縁者からの届出が可能です。

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ!



法務省ホームページ



市ホームページ



通知はがきが届いたら

フリガナが正しい場合、届出不要です。誤っている場合、届出が必要です。

フリガナの届け出

マイナポータルでの届出が便利ですが、郵送や最寄りの市区町村でも届出できます。順次戸籍や住民票に反映されます。

令和8年5月26日以降

令和8年5月25日までに届出がない場合、はがきに記載されたフリガナが自動的に戸籍に記載されます。

制度趣旨や届出期間、届出方法に関する問い合わせ

法務省専用ダイヤル

0570-05-0310

設置期間: 令和8年5月26日まで

受付時間: 午前8時30分～午後5時15分まで

通知書に関する問い合わせ

市民・人権同和対策課 戸籍関連事務担当

TEL: 28-7510

設置期間: 令和8年3月31日まで

受付時間: 午前8時30分～午後5時まで

(どちらの番号も、土日・祝日・年末年始を除きます。)